

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1955年（昭和30年）の12,926人をピークに、2015年（平成27年）には、4,547人と、この60年間で約6割が減少している。

特に1985年（昭和60年）から1990年（平成2年）にかけて、国鉄民営化による職員の削減、青函トンネル及びJR津軽海峡線が開通したことに伴う労働者流出の影響は大きく、また、近年の少子化による木古内高校の廃校により、町外の高校への進学が余儀なくされたため、人口減少に拍車がかかっている。

国立社会保障人口問題研究所によれば、木古内町の人口は、今後も減少を続け、2060年には1,152人となることが推計されている。

木古内町の産業は、基幹産業である一次産業のほか、卸売業・小売業や宿泊業、飲食サービス等の観光関連産業が主体となっている。農業に関しては、水稻を基幹作物とし、畜産や施設野菜を中心とした複合経営を展開している。林業は豊富なスギ資源を利用し、組織的な保育、間伐施業を計画的に実施をしている。水産業はコンブやワカメの養殖を中心に、ウニ、アワビ、クロソイ等の人工種苗放流を継続的に行い、栽培型の育てる漁業を展開している。

商工業においては、町内事業所の9割以上が中小企業であり、地域経済の屋台骨を支えている。一方で、現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

こうした中、本町では「木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助事業」を展開し、中小企業の経営改善に向けた支援策を講じてきたが、本町経済の更なる発展のためには、中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築や担い手対策などを支援していくことが喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める全ての先端設備とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域は、本町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。